第第第九七条条条	<b>第</b> 六 条	第 五 <b>条</b>	第四条	<b>第第</b> 三二条条	
本会則の改正は委員会の決議による本会の事務所は立教大学経済学部研究室内に置く会員には雑誌を頒布する	員は会費として年額金二百五十円を納めるも、監事 委員の互選とする、幹事 委員の互選とするれに当る	二、委員 本学経済学部教授、助教授、専任講師がこ一、会長 本学経済学部長がこれに当る本会に左の役員を置く  中、その他委員会の承認した者  中、その他委員会の承認した者	会員 立数大学経済学の会員を以て組織するの会員を以て組織するの会員を以て組織するの会員を以て組織するの。	一、雑誌「立教経済学研究」の発行本会は左の事業を行う本会は経済学の研究およびその発表を目的とする本会は経済学の研究およびその発表を目的とする本会は立教大学経済学研究会と称する	立教大学経済学研究会々則
~~~~		•		委	会
				負	長
	岡小中	三 宮 宮		加藤	河
源	野川村	宅 川 川	田野西	藤 田	西 太
誠太	昇德	義	智	誠 武	
平 郎	一 <u>治</u> 清	夫 実 選		一类	郎
	事	事			
須	中 立 三	松神藤	米 山 宇	立須	須
須之		•		立 須入 之 内	須藤吉之